

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係/沖縄返還協定関係交渉：対米全般(4)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43404

沖繩返還協定要旨及び^の関連問題の概要

極 秘

無 期 限

2 部 の 内
1 号

極 秘

（要旨）
沖縄返還協定及び関連問題の概要

（前文）

昭和46年4月27日
外務省

1969年11月佐藤総理とニクソン大統領

との間において沖縄の早期復帰を達成する

ための具体的取決めの交渉に両政府が直ち

か
に入ることと合意したこと、沖縄の復帰は共

に両政府が再確認したこと

同声明を基礎として行われること並びに

米国は日本のために沖縄の施政権を放

棄し、日本はこれを引き受けたいことを希望すること

をうたう。（日米間と合意済み）

~~案~~ (施政権返還に關する事))

半國は、日本のために平和条約三条に基づいて神繩の施政権を放棄し、日本は、この施政権を引き受けることを規定する。返還される領域は、平和条約三条の地域から奄美及び小笠原を差引いた残りの部分である。これを定義するとともにこの返還領域を緯度経度をもって確認するが、この確認は、合意議事録の形式で行うこととする。

了。

~~米~~ ^米 (条約の適用に因り争ひ)

安條條約及此^諸商運取決め、通商航海

條約等の日米間の二国間條約が總歸の

日米間條約に適用されることを確認する。

~~日米間條約~~

~~抄~~

✓ (施設・区域 ~~提供~~ の提供に関する条項)

1. 協定上は、日本側が復帰の際安保条約
及び関連諸取極に従って米側の沖繩におけ
る施設・区域を^{と抽象的に}提供するに^{規定するに上れる}。

2. 協定とは別途に、日米間で施設・区
域のリスト (復帰の際提供するものとするもの・~~其中~~
~~A~~, 提供しないもの^(うち)・~~復帰後一定期間内に返~~
~~還しないもの~~・~~其中B~~, 復帰前に解放又は
縮小しないもの・~~其中C~~) を作成し、協定

署名の際上記リストに^{を添付した書}日米双方が^(署名又は)イニシアル
することとする。 復帰の際米側に提供しないものと

存する施設。区域は、復帰の日と地位協定の日米

合同委員会と合意する。正式に採択される。

3 米側は、以上の措置を以てし、第一

~~が記リストAの~~

提議施設区域を復帰の日と正式採択する
復帰の日

互の準備作業が事前に完了した場合

そのまま

にも復帰の日から使用できるように何らかの保障

が必要であると主張している。

基地の整備関係(特に)

4. 第一、現行秩序の強固を要しているのは、

新嘉坡のP3撤去による復帰時の迅速と

~~将来代替施設提議による~~

マナト植生地区の~~短期間の~~迅速である。

(一定期間中の)

この二つの内容は、冷戦交渉の南進に、交渉の

~~米~~

✓(請求権に付)の条A)

沖繩住民の対米請求権に關し、
我方が合理的なものとして提案(仮數項目の)
米同政府は我方が(処理要求に
米側は)

認し、^{この}一部については道義的責任は
この

認めつつも、予算と措置を以て得られぬこと、
議會に於ては新たる支出要求を行はざる

こと、他は資金不足等により、

として解決がつかない。

このことによ、奄美群島B組の管轄

の場合と同様、対米請求取放棄

を認むること(附け之は)。従つて、
条項)は廢入されたることである。

たとへば米側が一部の要求に答へざることは、

残りの現地要求に於て口内的に政府がいかんが
態度をとるかの問題が残る。

外務省

~~米~~

(裁判権保)に關する事)

環球政府裁判所及米政府裁判所

民事・刑事とも確定判決の執行及び保

属中の事件を原則として引き継ぐこと合意

している。(本文の最終的合意はこれなり。)

の
取
扱
に
つ
い
て

~~註~~

(資産引継関係)に因り申出)

資産交渉は現在兩國駐在

当局間に行なわれしものと

米側に対する支払の之に協定に

照部すべしは了意に以て申出

方向で努力しし。す。右支払

の理由は之は、復帰の際

米政府所有の~~米~~用資産の移譲

沖繩返還と共同声明8項に言及し日本

移譲すべしと、米政府が~~核~~撤去に

沖繩返還と復帰後米軍の分離

米政府の命令の各首に負担

GA 6

外務省

政府の政策に背馳しざる

予は此の等々考慮し、在江加考す。

与本行の交渉中である。

(VOA) ~~削除~~

米側は在沖米、VOA件米活動を

継続は沖縄返還の中継案件にて

検討中、対議合説明の件にて

困難に ^{あり} ~~あり~~ ありはあり同、同

中口程序と同様、ありはあり、国内

増上ありはあり活動、継続は許容しある

この立場を堅持してあり、酒造交渉、

大なる政治問題である。米方にては

今後とも本件活動の進展期を待つ

以上とあり、米側 ~~あり~~ ありはあり、米側の

立場は除く、~~この大綱は~~継続して

を詳しくお話しした。この大綱は、

同大綱の~~この大綱~~の立場を述べた

と、この大綱は必要不可欠である。

この大綱は、~~米穀~~米穀貯蔵、~~本件~~本件問題解決の

前提条件として、~~原簿~~原簿後の懸念の解消

を示唆している。万一上記前提

条件が満たされず、協定上の

条件が実現し、~~米~~米の郵政省による

国内法上の措置が必要となる。

✂ ← (航空)

現在沖縄に乗り込んでいる米国航空企業に

ついては、復帰後は、本土・沖縄内の内国

運輸は認めないが、国際運輸については

5年の暫定期間中引き継ぎ運輸を認め

るとの線であるが、^{の署名が済んでいる。但し外に候むれば、}
~~合意は半側は踏込維持である。~~

(^{日半}手続的には、航空協定の附帯を改正

する。)

※ ← (外資系企業等)

半側は、外国人及び外資系企業が事業

活動又は職業活動に關して現在申渡

び有る権利を帰還後もそのまま認

めてほしいとしていふ。しかし、帰還後

は日本の法令上の手續に從うことを前提と

して、従来の事業活動及び職業活動

の継續が実質的に確保しうるよう、関

係省庁間で調整中であり、近くこのため

の日本側方針を確認方針書簡を外務

大臣からマイヤ大使あてに發出するよう準備を速めていふ。

秘 極
無 期 限
6 部 の 内
2 号

沖繩返還協定要旨及び関連問題の概要

昭和四六年四月二七日

外務省

(前文)

一九六九年十一月、佐藤総理とニクソン大統領との間におい
る沖繩の早期復歸を達成するための具体的取決めの際
に、両政府が直ちに入ることに合意したことを、沖繩の復歸

が共同声明を基礎として行なわれることを両政府が再確認したこと並びに米國は日本のために沖繩の施政権を放棄し、日本はこれを引き受けることを希望することをうたう。

(施政権返還に関する条項)

米國は、日本のために平和条約三条に基つて沖繩の施

政権を放棄し、日本は、この施政権を引き受けることを規定する。返還される領域は、平和条約三条の地域から奄美

及び小笠原両協定の対象地域を差引いた残りの部分がある
ことを定義するとともにこの返還領域を緯度経度をもつて
確認するが、この確認は、合意議事録の形式不行なうことと
なろう。

(日米間二国条約の適用に関する条項)

安保条約及び関連諸取決め、通商航海条約等の日

米間の二国間条約が復帰の日から沖縄に適用されることを確認する。

(施設・区域の提供に関する条項)

一 協定上は、日本側が復帰の際安保条約及び関連諸取極に従つて米側に沖縄における施設・区域を提供する旨を抽象的に規定するに止める。

二 協定とは別途に、日米間を施設・区域のリスト(復帰

の際提供することとするもの、提供されるもののうち復帰後一定期間内に返還されるもの、復帰前に解放又は

縮小されるものを作成し、協定署名の際上記リストを添付した文書に日米双方が署名又はイニシアルすることとする。復帰の際米側に提供されることとなる施設・区域は、復帰の日に地位協定の日米合同委員会に正式に採択される。

三米側は、以上の措置は足りず、一復帰の際提供する施設、区域を復帰の日に正式採択するための準備

作業が事前完了しない場合にも復帰の日からそのま
ま使用できないように何らかの保障が必要であると主張し
てゐる。

四 なお、基地の整理統合に関し、現在我方が特に強く要
求してゐるのは、那覇空港のP3撤去による復帰時の
返還と牧港住宅地区の一定期間中の返還にある。

この二つの問題は、次資産交渉とも関連して、交渉が難行してゐる。

(請求権に関する条項)

沖縄住民の対米請求権に関し、我方が合理的なものにし
ほつて提案した数項目の処理要求に対し、米側はそのうち
の一部についての道義的責任は認めつつも、議会に対し新たな
支出要求を行なへないとして解決がつかない。
いすれにせよ、奄美及び笠原の場合と同様に、対米請求
権放棄条項を設けることは避けえない。
従つて、たとえ

米側が一部の要求に応ずることとなった場合にも、残りの現地
要求に対し国内的に政府がいかなる態度をとるかの問題
が残ろう。

(裁判に関する条項)

民事、刑事とも、琉球政府裁判所及び米民政府裁判所の双方
に於て、確定判決の執行及び係属中の事件を原則として引き
継ぐことに合意している(案文の最終的合意は之でない。)

(資産引継に関する条項)

資産交渉は、現在両国財務当局間で行なわれ、いるところ、

米側に対する支払いとして協定に明記するものは、三億ドル以内

とする方向に努力を怠らぬ。また、右支払いの理由づけとしては、

復帰の際米政府所有の資産が我国に移譲されること、米

政府が沖縄返還を共同声明八項に言及された日本政府

の政策に背馳しないよう実施すること、復帰後以力致力のか

野下米政府が余分の経費を負担すること等を考慮したこ
とが争われるよう交渉中である。

(V O A)

米側は、右沖繩 V O A 中継活動の継続は沖繩返還の必須要件
に、之もなければ、対議会説明がつかずとして固執しており、本件問題
解決の妥協策として復帰後の暫定的存続を示唆している。万一上記妥協
を余儀なくされる場合には、協定上にこれを規定し、また、郵政省による国内法上の

措置が必要とならう。

(航空)

現在沖縄に乗入れている米國航空企業については、復歸後

は、本土・沖縄間の内國運輸は認めないが、國際運輸については

は五年の暫定期間中引き続き運輸を認めるとの線を一応の

話合がなされている。但し外には伏せてある。(手続的には、日米航

空協定の附表を改正することとなる。)

(外資系企業等)

米側は、外国人及び外資系企業が事業活動又は取業活動に關して現在沖繩に有してゐる權益を復歸後もそのまま認めろほしいとしてゐる。わが方は、復歸後は日本の法令上の系統に従ふことを前提として、従来の事業活動及び取業活動の継続が實質的に確保しうらう關係を省庁間調整中であり、近くこのための日本側方針を確認す

る書簡を外務大臣からマイヤー大使あまに宛出するよう準備
を造めらる。